

日本学生支援機構 奨学金返還説明資料

返還を始める皆さんへ【奨学金返還DVD】
(機構作成動画)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/movie.html>



配付資料

- ◆レジュメ(本紙)
- ◆貸与奨学金返還確認票
- ◆返還のてびき(冊子)
- ◆口座振替(リレー口座)加入申込書
- ◆リレー口座の申込手続きについて
- ◆在学猶予願の提出について

リレー口座申込手続き①

◆リレー口座申込手続き

→返還する奨学金の**口座振替に使用する通帳の登録手続きのこと**

- 奨学金の返還方法は、口座振替のみです。
- (返還猶予期間が終了後)毎月決まった日に登録した口座から自動で引き落とされます。
- リレー口座申込手続きをしないと、**返還ができず、賦課金などのペナルティの対象となります。**

※返還開始は貸与終了の翌月から数えて7ヵ月目の月。

(例えば、2020年3月貸与終了→2020年10月返還開始)

リレー口座申込手続き②

《「返還のてびき」 13～14ページ》

- ◆ リレー口座申込書に必要事項(使用する通帳の情報および登録印と、奨学金情報)を記入し、
設定する金融機関の窓口で手続きをしましょう。
 - ゆうちょ銀行の通帳の場合は、ゆうちょ銀行の窓口へ！
 - 必ず金融機関の**受領印(受付印)**を確認！！
 - 記入例は「返還の手引き」に記載しています。
- ◆ 手続き終了後、「預貯金者控え」を受け取り、
1部コピーしたものを学生支援班へ提出して
下さい。

◆**提出期限**

2020年6月26日(金)17時

◆**提出先**

学務グループ学生支援班

◆**提出方法**

窓口持参・郵送・FAXいずれも可

※手続き時の注意※

- ◆併用貸与で同時に両方終了する場合は、**第二種の奨学生番号**でリレー口座の申込みをしてください。
- ◆**保護者名義の口座**でも登録できます。
- ◆現在、**奨学金を受け取っている口座**を返還用に使用する場合もリレー口座申込の**手続きが必要**です。

貸与奨学金返還確認票について

《「返還のてびき」 5～12ページ》

- ◆卒業後の通知等については、確認票に記載された住所に送付されます。
- ◆現時点で記載内容に変更がある場合は、届け出が必要です。学生支援班へ申し出てください。

※重要な書類が届かなくなる恐れがあります。

卒業後に(引っ越し等で)変更が生じる場合は各自で手続きしましょう！！

返還期限猶予制度について

《「返還のてびき」 3, 31～32ページ》

- ◆ **卒業後、災害・傷病・経済困難（未就職・低収入など）などの理由により、返還が困難になった場合、一定期間返還が猶予される場合があります。**

※1年ごとの願い出が必要です。

⇒希望する場合は、「返還のてびき」をよく読み、
日本学生支援機構に直接連絡してください。

減額返還制度について

《「返還のてびき」 3, 29～30ページ》

- ◆事情により、約束どおりの返還は困難であるが、**返還額が半額**ならば返還することが可能な場合

⇒当初の返還月額を1/2もしくは1/3に減額して、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還します。1年ごとに願い出て、最長15年まで適用可能です。

⇒希望する場合は、「返還のてびき」をよく読み、**日本学生支援機構に直接連絡してください。**

スカラネット・パーソナル

《「返還のてびき」 48ページ》

- ◆奨学金貸与・返還情報提供サービスのこと
 - ◆返還残額、返還残回数、金融機関情報などの確認や、各種申請書類のダウンロードもできます。
- ⇒ 日本学生支援機構のページより登録できます。
「返還のてびき」に詳細が記載されてあります
のでご確認ください。

繰上返還について

《「返還のてびき」 44ページ》

- ◆ 全額または一部を繰り上げて返還することが可能です。希望する時は、以下の方法で申請をしてください。

◎スカラネット・パーソナル(インターネット)による申込み

※スカラネット・パーソナルが利用できない場合は、郵送・FAXまたは電話でお申込みできます。

一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。翌月からの返還は通常どおりとなります。

なお、第二種奨学金については、繰上返還をした場合、その繰上にあたる期間の利息はかかりません。ただし、繰上返還をしても据置期間利息がかかります。(詳しくは「返還のてびき」20ページをご確認ください。)

《詳しくは返還のてびきをご確認ください》

延滞した時の処置

《「返還のてびき」 38～43ページ》

◆①振替不能の通知

- ⇒残高不足等で振替ができなかった時は、翌月の振替日に
当月分と延滞分(延滞金含む)をまとめて口座から振り替えます。
- ⇒債権回収会社からの電話や、機構からの通知により振替ができなかったことや、個人情報情報機関への登録についての注意喚起をします。

◆②振替不能が続いた場合

- ⇒**振替不能が続くと**、口座からの振替(引き落とし)は停止され、
機構が委託している債権回収会社より、奨学生本人・
連帯保証人・保証人に対し奨学金返還の**督促**を行います。

個人信用情報機関への登録

《「返還のてびき」 38～43ページ》

個人信用情報機関とは

会員である銀行やクレジットカード会社等から収集した信用情報の管理と、会員からの照会に対する信用情報を提供することを主に行っている機関です。

◆個人信用情報機関に登録されるタイミング

- 新たに返還をする方は返還開始後6か月が経過後に延滞が3か月以上の場合に登録されます。
- 奨学生本人の氏名・電話番号・住所等の個人情報個人信用情報機関に「延滞者」として登録されます。登録されると、クレジットカードが使えなくなったり、ローンが組めなくなる場合があります。

おわりに

奨学金の貸与・返還は**自己責任**です。

今回の手続きを含め、手続き方法・返還方法に不備があった場合に生じるペナルティについて、**大学は一切責任を負いません。**

**必ず、期限・ルールを守って
手続き・返還を行ってください。**